

鯖江市農業委員会農地改良の適正化に関する指導要領

第1 目的

この要領は、農地改良（土砂の搬入を伴うものをいい、畑地転換に係るものを含む。）について必要な指導を行なうことにより、優良な農地を保全し、もって農業生産の向上に寄与することを目的とする。

第2 定義

- 1 「農地改良」とは、農業上の利用の改善を目的として農地の所有者又は耕作者が行う農地の盛土の行為をいい、残土処分場のように土砂等の処分のみを目的とした農地への土砂等の搬入は、農地改良に該当しないものである。
- 2 「畑地転換」とは、農地改良のうち田等を畑作に利用することを目的として農地の所有者又は耕作者が行う農地の盛土の行為をいう。

第3 農地改良の基準

以下の要件を全て満たすものであること。

- (1) 農地を改良するために農地の所有者又は耕作者が行うものであること。
- (2) 農地改良後における作付計画が明らかにされており、耕作者の現状の農業経営等から計画の実現性が合理的に認められること。
- (3) 従前に農地改良等を行ったことのある者については、改良された農地が農地として十分に利用されていること。
- (4) 現況の土質、地形、水利等が耕作に適さないため、従前の作土と同等以上の土を用いて最小の範囲の盛土を行い、必要に応じて耕作に適した排水機能が確保されていること。
- (5) 隣接地との段差は、隣接地の用途に支障をきたさないものであること。（農業振興地域の農用地区域においては、原則として田の水取口の高さを越えるものでないこと）
- (6) 田の盛土により農地の分断、周辺農地の農業生産条件の低下等、面的集積による効率的な利用に支障を及ぼすものでないこと。なお、農業振興地域内の田である農用地については、農地の面的利用集積を確保するため、原則として田での利用を維持するものとする。
- (7) 隣地の所有者及び耕作者と地係農家組合及び土地改良区等の当該農地に係る農業関係者が農地改良の施行に同意していること。
- (8) 搬入土砂については、発生場所、発生工事内容、土質、土量等が工事設計段階で明らかになっていること。
- (9) 農地改良に要する期間が原則として3ヶ月以内であること。

第4 畑地転換の基準

以下の要件を全て満たすものであること。

- (1) 農地を畑地として利用するために農地の所有者又は耕作者が行うものであること。
- (2) 現況の土質、地形、水利等が耕作に適さず、畑地転換がやむを得ないと認められるものであること。

- (3) 農地の所有者又は耕作者が行うもので、畑地転換を行う面積が原則として200㎡未満であること。ただし、畑地転換後における作付計画が明らかにされており、耕作者の現状の農業経営等から計画の実現性が合理的に認められる場合は、当該計画の実現に必要な面積とする。
- (4) 従前に畑地転換を行ったことのある者については、転換された農地が農地として十分に利用されていること。
- (5) 従前の作土と同等以上の土を用いて最小の範囲の盛土を行い、必要に応じて耕作に適した排水機能が確保されていること。
- (6) 畑地転換により農地の分断、周辺農地の農業生産条件の低下等、面的集積による効率的な利用に支障を及ぼすものでないこと。なお、農業振興地域内の田である農用地については、農地の面的利用集積を確保するため、原則として田での利用を維持するものとする。
- (7) 隣地の所有者及び耕作者と地係農家組合及び土地改良区等の当該農地に係る農業関係者が畑地転換の施行に同意していること。
- (8) 搬入土砂については、発生場所、発生工事内容、土質、土量等が工事設計段階で明らかになっていること。
- (9) 道路、用排水路の保護及び管理ができるように法面工事等が適切に実施されるものであること。
- (10) 畑地転換に要する期間が原則として3ヶ月以内であること。

第5 届 出

- 1 農地改良を行おうとする者は、「農地改良等による届出書」を必要な書類を添えて鯖江市農業委員会長に届けることとする。
- 2 前項の届出は、提出後の直近に開催される鯖江市農業委員会総会で当該農地改良等の報告するものとする。
- 3 農地改良等の工事完了後は、「農地改良等の完了届」を鯖江市農業委員会長に届けることとする。届出を受けた農業委員会は、「農地改良等による届出書」の工事計画書と照合のうえ完了を確認することとする。

附則 この要領は、平成21年11月1日から施行する。